

室戸市ふるさと納税支援等委託業務
公募型プロポーザル公募要領

令和6年12月

室戸市

1. 目的

室戸市ふるさと納税におけるふるさと納税ポータルサイトの管理運営や返礼品の受発注管理業務、返礼品協力事業者への対応などの業務を委託し、一体的に管理することで効率的なふるさと納税業務の運営を目指すとともに、新たな返礼品や特産品の開発、効果的なPRを通じて本市への寄附金額の拡大及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

室戸市ふるさと納税支援等委託業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(4) 提案上限額

931,500,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（単位：千円 寄附額除き全て消費税及び地方消費税含む）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
想定寄附件数		140,000 件	153,330 件	166,670 件	460,000 件
想定寄附金額		2,100,000	2,300,000	2,500,000	6,900,000
提案上限額 13.5%		283,500	310,500	337,500	931,500
(内訳)	委託料 6.5%	136,500	149,500	162,500	448,500
	配送料 7%	147,000	161,000	175,000	483,000

3. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 令和5年度において、地方公共団体と契約した本件類似・関連業務を10件以上受託し、かつ、寄附金額10億円以上の取扱い実績が1件以上あること。
- (6) 市内に営業所を設け、担当者を3名以上常駐（うち、1名以上は6ヵ月以上の経験者の配置に努めること。）させ、十分に連絡調整ができる体制を整えること。
- (7) 見積額が委託料率上限13.5%（委託業務：上限6.5%、配送業務：上限7.0%）の範囲内であること。

4. 実施スケジュール

項 目	期 日
公募開始	令和6年 12月27日（金）
質問書提出期限	令和7年 1月10日（金） 午後5時まで
参加申込書提出期限	令和7年 1月17日（金） 午後1時まで
企画提案書等提出期限	令和7年 2月 7日（金） 午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和7年 2月19日（水）（予定）
審査結果の通知、受託候補者打合せ、契約の締結	令和7年 2月下旬～4月

5. 説明会

説明会は開催しない。

6. 質問及び回答

本公募要領及び別紙仕様書の内容に不明な点等がある場合は、質問書（様式1）を提出するものとする。

（1）質問書提出期限

令和7年1月10日（金）午後5時まで

（2）提出方法

電子メール

（3）提出先

室戸市役所産業振興課ふるさと納税推進班 担当：池田、廣田

T E L : 0887-22-5143

メール：mr-010900@city.muroto.lg.jp

件名：「室戸市ふるさと納税支援等委託業務公募型プロポーザル」に関する質問

※電子メール送信後、送信した旨を電話で連絡すること。

（4）回答方法

令和7年1月15日（水）までに質問者に電子メールの返信にて回答するとともに、室戸市ホームページに掲載します。

7. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加の意思表示として参加申込書（様式2）を提出するものとする。

（1）申込書提出期限

令和7年1月17日（金）午後1時まで

（2）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、1月17日（金）は午後1時までとする。

※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

（3）提出先

〒781-7185 高知県室戸市浮津25番地1

室戸市役所産業振興課ふるさと納税推進班 担当：池田、廣田

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年2月7日（金）午後5時まで

※提出後、内容の変更をすることはできません。

(2) 提案書等提出書類

①企画提案書（任意様式）はA4サイズで作成すること。ただし、図面やイラストはA3サイズを可とする。

	項 目	備考
1	会社概要	①会社概要は最低限下記の事項を記載してください。 ・総従業員数及びその内訳（職種、構成人数、業務組織図など） ・資産等状況（資本金、自己資本、純資産） ・設立年及び営業日数 ・取り扱い業務
2	企画提案書	「室戸市ふるさと納税支援等委託業務に係る仕様書」を熟読の上、「審査基準」の審査項目を盛り込むこと。
3	業務実績書（様式3）	令和5年度における本業務と類似する業務実績を記載してください。
4	参考見積書（様式4）	参考見積書とともに積算内訳書も提出すること。

(3) 提出部数

企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

〒781-7185 高知県室戸市浮津25番地1

室戸市役所産業振興課ふるさと納税推進班 担当：池田、廣田

9. 契約締結

審査委員会において選定された受託候補者と契約締結に向けた交渉を行う。契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10. 失格事項

次に該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他審査委員会が失格であると認めた場合

11. その他

- (1) 本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との契約交渉を踏まえ、契約締結段階において仕様書の項目を追加、変更及び削除を行う場合がある。また、これにより、契約内容及び契約金額等の調整を行う場合がある。
- (3) 参加者から提出された企画提案書等については返却しないものとする。
- (4) 参加者から提出された企画提案書等は、市が必要に応じて複写します（審査委員会での使用に限る）。
- (5) 参加者から提出された企画提案書等は、室戸市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を「室戸市情報公開条例の開示・非開示に関する理由書」（様式5）により提出してください。
ただし、開示・非開示については同条例に基づき市が判断します。

1 2. 問合せ先

〒781-7185 高知県室戸市浮津 25 番地 1

室戸市役所産業振興課ふるさと納税推進班 担当：池田、廣田

T E L : 0887-22-5143

F A X : 0887-22-1110

メール：mr-010900@city.muroto.lg.jp